

敦賀市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した、公の施設の指定管理者監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年2月16日

敦賀市監査委員	安久	彰
同	中村	淳
同	和泉	明

公の施設の指定管理者監査結果報告

1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく公の施設の指定管理者監査

3 監査の対象

- (1) 施設 敦賀駅交流施設・敦賀駅前広場
- (2) 指定管理者 株式会社エコシステム
- (3) 所管課 都市整備部都市政策課

4 監査の範囲

令和2年度及び令和3年度（4月から6月末まで）に公の施設の指定管理者が行った当該施設の管理運営等に係る出納その他の事務の執行状況及び所管課の指定管理者に係る事務の執行状況

5 監査の実施日

令和3年7月6日

6 監査の実施内容

公の施設の指定管理者が行う当該施設の管理運営等に係る出納その他の事務の執行及び所管課の指定管理者に係る事務の執行が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査を行うとともに、指定管理者及び関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

7 監査の着眼点

- (1) 指定管理者に関する事項
 - ア 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
 - イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - ウ 施設活性化のための努力はなされているか。
 - エ 施設の管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。

(2) 所管課に関する事項

- ア 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- イ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ウ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- エ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- オ 業務の履行確認及び指定管理者への指導監督は適切に行われているか。

8 監査の結果

公の施設の指定管理者が行った施設の管理運営等に係る出納その他の事務の執行及び所管課の指定管理者に係る事務の執行については、監査した範囲において、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、次の事項については、必要な措置を講じるよう求める。

(1) 指定管理者に関する事項

- ア 管理運営業務の実施の用に供する備品等については、市の所有、指定管理者の所有、リース物品等が明確に区別できるよう適切な管理に努められたい。
- イ 敦賀駅交流施設に設置のチェーンブロックについて、定期的に点検や動作確認を実施し、安全管理の強化に努められたい。
- ウ 所管課に提出される月次報告書において、施設利用に係る利用料金の計上漏れが見受けられた。再発防止の対策を講じるとともに正確な経理事務の徹底を図られたい。
- エ 管理運営業務に係る区分経理の正確性・透明性を高めるため、区分経理に関する規定の整備を検討されたい。

(2) 所管課に関する事項

指定管理者に対しては、管理運営業務に係る収支報告のみならず、経営母体の財務諸表により経営状況を把握し、安定的・継続的に管理運営業務を実施できる状態であるかを確認されたい。